

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和5年6月12日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	5件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	5件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	2件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200655号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300016号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年4月1日から昭和57年4月1日まで

A社において、正社員として勤務した請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。

しかし、請求期間には父に代わってA社の代表取締役就任した母が私を同社に入社させ、厚生年金保険に加入していたはずなので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料控除について、A社は、不明である旨回答しており、請求期間における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無を事業所に確認することができない。

また、オンライン記録によると、A社は、請求期間後の平成2年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間において、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらないところ、同社は、請求期間当時の従業員数についても不明である旨回答しており、請求期間当時において、同社が厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたか否か確認することができない。

なお、請求期間にA社の代表取締役であった二人に係るオンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった平成2年7月1日に、厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、請求期間において厚生年金保険の被保険者として記録されていない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200656号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300017号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年10月1日から平成3年9月12日まで

B駅の近くに所在したA社において、請求期間のうちの1年間勤務したが、当該期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。

しかし、A社には正社員として勤務したため、同社に勤務した期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間当時の住宅地図において、請求者が記憶する地域にA社の記載が確認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない上、商業登記の記録によると、同社は平成29年12月に解散しており、また、同社の代表取締役及び取締役は、いずれも死亡又は所在不明であることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について、同社等に確認することができない。

また、請求者は、請求期間において、自身と一緒に勤務したA社の従業員の氏名及び連絡先を記憶していないため、同社の元従業員に照会することができないことから、これらの者に同社における請求者の勤務実態、厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険の取扱い等について確認することもできない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200496号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300018号

## 第1 結論

請求者のA社における平成22年5月25日、平成23年6月10日及び平成24年5月25日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成22年5月25日、平成23年6月10日及び平成24年5月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年5月25日、平成23年6月10日及び平成24年5月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年5月  
② 平成23年6月  
③ 平成24年5月

厚生年金保険の記録によると、A社から請求期間①から③までの各期間に支払われた賞与(業績報酬)について、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているが、当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から③について、A社から提出された業績報酬に係る明細書、業績報酬支払計算書、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、同社の回答、B市から提出された課税資料により、請求者は同社から当該各期間に賞与の支払を受け、標準賞与額の上限額である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①から③までの各期間に係る賞与の支払年月日については、前述の業績報酬支払計算書に記載されている支払日から、請求期間①は平成22年5月25日、請求期間②は平成23年6月10日及び請求期間③は平成24年5月25日とすることが妥当である。

また、事業主が請求者の請求期間①から③までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、請求者の当該各期間における厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200446号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300019号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、平成29年3月31日から同年4月1日までの期間及び同年5月1日から平成30年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成29年3月及び同年5月から平成30年5月までの各月の標準報酬月額については、別表のとおりとする。

平成29年3月及び同年5月から平成30年5月までの各月の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年3月及び同年5月から平成30年5月までの各月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年3月31日から平成30年6月1日まで

A社には、平成27年4月から令和2年2月まで継続して勤務したが、そのうち請求期間について、健康保険証が使用できないことで社会保険から抜けていることが発覚した。

その後、健康保険証は使用できる状態になったが、厚生年金保険の記録は請求期間が保険給付の対象とならない記録となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成29年3月31日から同年4月1日までの期間及び同年5月1日から平成30年6月1日までの期間について、請求者から提出された給与一覧表、給与支払明細書(以下「給与一覧表等」という。)及び預金通帳により、請求者が当該各期間において、A社から給与の支払を受け、当該給与額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、平成29年3月31日から同年4月1日までの期間及び同年5月1日から平成30年6月1日までの期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成29年3月及び同年5月から平成30年5月までの各月に係る標準報酬月額については、前述の給与一覧表等により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成29年3月31日から同年4月1日までの期間及び同年5月1

日から平成 30 年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、A社は、当初、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の平成 29 年 3 月 31 日付け喪失及び平成 30 年 8 月 2 日付け再取得の届出を行ったが、同社は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（令和 2 年 7 月 2 日）に、前述の厚生年金保険被保険者資格の喪失等に係る取消届、及び請求者の平成 29 年の算定基礎届を年金事務所に提出していることが確認できることから、事業主は、給与一覧表等で確認できる報酬月額を年金事務所に届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 29 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、A社は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していない旨回答している上、前述の給与一覧表等により、請求者は当該期間において給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できることから、厚生年金特例法の規定による記録の訂正を認めることはできない。

別表 【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	訂正後の標準報酬月額
平成 29 年 3 月	41 万円
平成 29 年 5 月から同年 10 月まで	41 万円
平成 29 年 11 月	9 万 8,000 円
平成 29 年 12 月	41 万円
平成 30 年 1 月	28 万円
平成 30 年 2 月から同年 5 月まで	41 万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200763号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2300007号

## 第1 結論

平成7年1月から同年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年1月から同年6月まで

平成7年1月又は同年2月に、A県B市C区役所において、請求期間に係る国民年金保険料をまとめて納付した。

しかし、請求期間の年金記録は、国民年金保険料未納の期間と記録されているので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

## 第3 判断の理由

請求者は、平成7年1月又は同年2月に、B市C区役所において、請求期間に係る国民年金保険料を納付した旨主張しているが、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、当該記号番号の前後の被保険者記録及び社会保険オンラインシステムにおける請求者の平成7年1月1日の国民年金第1号被保険者及び同年7月31日の第3号被保険者のそれぞれの資格取得に係る処理年月日(同年11月15日)の記録から判断すると、B市D区において、同年11月頃に行われた国民年金の加入手続により払い出されたものと推認できるところ、当該国民年金の加入手続時点までは、請求者は、国民年金に未加入であり、請求者の主張する同年1月又は同年2月にB市C区役所において請求期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者が主張する時期に請求期間の国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求者の陳述及び戸籍の附票等において確認できる請求期間当時の住所地であったA県内で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、当該期間において、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200664号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300020号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における平成17年12月15日、平成18年7月14日及び平成19年3月15日の標準賞与額を29万3,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日、平成18年7月14日及び平成19年3月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月15日、平成18年7月14日及び平成19年3月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成17年12月15日、平成18年7月14日及び平成19年3月15日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日、平成18年7月14日及び平成19年3月15日の訂正後の標準賞与額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年12月  
② 平成18年7月  
③ 平成19年3月

日本年金機構から送付された資料を見ると、A社における請求期間①から③までの各期間に係る賞与記録が記載されていないことに気が付いた。

私が保管する請求期間①から③までの各期間に係る給料支払明細書(賞与分)を提出するので、調査の上、賞与記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①から③までの各期間(以下「各請求期間」という。)について、請求者から提出されたA社における給料支払明細書(賞与分)(以下「賞与明細書」という。)並びに同事業所の元同僚の回答及び陳述により、請求者は、同事業所から各請求期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、各請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、各請求期間の標準賞与額については、前述の賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、いずれも29万3,000円とすることが妥当である。

また、各請求期間に係る賞与支給日については、A社における元事業主の陳述から、請求期間①は平成17年12月15日、請求期間②は平成18年7月14日及び請求期間③は平成19年3月15日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の各請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主が同事業所は既に解散しており資料がないため不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 各請求期間について、前述の賞与明細書により確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、上記1の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額よりも高い額であることが認められる。

したがって、各請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書により確認できる賞与額から、いずれも30万円とすることが妥当である。

ただし、各請求期間の標準賞与額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200478号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300021号

## 第1 結論

請求者のA社における平成29年12月25日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

平成29年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成29年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 平成5年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年12月

年金事務所からA社における賞与記録を確認するようにと連絡があり確認したところ、請求期間に係る賞与記録がないことが分かった。

資料は残っていないが、調査の上、賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から賃金台帳等の提出はないが、請求者から提出された預金通帳の写し、B市から提出された平成30年度市民税・県民税課税証明書及び同社における複数の元同僚の賞与明細から判断すると、請求者は、請求期間において同社から5万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る賞与支払日については、前述の預金通帳の写しの振込日から平成29年12月25日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社から回答を得ることができず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200630号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300022号

## 第1 結論

請求者のA社における平成30年12月17日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成30年12月17日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年12月17日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年12月17日

A社から支払われた請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では、年金記録に反映しない標準賞与額とされているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された平成30年冬期賞与勤怠支給控除一覧表及び平成30年分所得税源泉徴収簿から判断すると、請求者は、A社から請求期間に賞与の支払を受け、標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答している一方で、当該保険料を納付する権利が時効により消滅した後に、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出したことを認めていることから、年金事務所は、当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200631号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2300008号

## 第1 結論

平成14年4月から平成15年3月までの請求期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男(夫)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年4月から平成15年3月まで

記憶は定かでないが、私は、妻(訂正請求記録の対象者)の平成14年度に係る国民年金保険料の免除申請書を提出するため、A市役所に赴いたところ、妻の現住所がB市なので、B市役所に提出するよう促され、同市役所に当該免除申請書を提出した記憶がある。

しかし、請求期間に係る国民年金保険料が当初未納(現在は、過年度納付済み)になっていたため、当初の年金記録を免除期間に訂正し、過年度納付記録を追納記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る国民年金保険料の免除申請書をB市役所に提出した記憶がある旨主張している。

一方、オンライン記録によると、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る国民年金保険料は、追納ではなく過年度納付されているところ、日本年金機構は、免除申請が承認された期間については、追納の納付書を使用しなければ、納付した国民年金保険料は還付処理が行われる旨回答しており、請求者の主張と符合しない。

また、B市役所及びA市役所は共に、請求期間当時の免除申請書(市の控え)、免除申請書受付処理簿及び免除に関する資料等を保管しておらず、日本年金機構も請求期間当時の免除申請書及び免除承認通知書発行一覧表を保管していないことから、請求者又は訂正請求記録の対象者が請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を行ったか否かを確認又は推認することができない。

さらに、請求期間当時の訂正請求記録の対象者の住所地であったB市役所税務課は、文書保管期間が過ぎているため、請求期間当時の所得額を確認できる住民税の課税資料等を確認できない旨回答しており、訂正請求記録の対象者が請求期間において、国民年金保険料の免除基準に該当していたか否かを確認又は推認することができない。

加えて、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が促進され、基礎年金番号に基づき、記録管理の強化が図られていることを踏まえると、請求期間に係る記録管理に過誤が生じる可能性は低いと考えられる。

このほか、訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す

関連資料はなく、請求期間について、ほかに訂正請求記録の対象者の国民年金保険料が免除の上、追納されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。